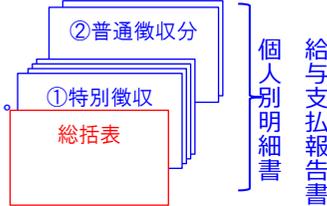


特別徴収義務者の皆様におかれましては、那覇市への給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の提出をお願いします。

総括表 記載例

○ 給与支払報告書提出時のお願い

- 令和7年度給与支払報告書の提出期限は令和7年1月31日（金）です。期限内の提出をお願いします。
- 昨年度、那覇市へ給与支払報告書の提出があった事業所については、総括表を12月中に送付いたします。記載例を参考に記入してください。
- 給与支払報告書は**正本1部のみ**提出して下さい（**副本の提出は不要です**）。個人別明細書は右図のように、特別徴収分、普通徴収分の順で並べて下さい。
- 提出の対象者は**令和7年1月1日現在、那覇市に住所のある方で令和6年中に給与等の支払を受けた全ての方**です。正社員・アルバイト等の就労形態、支払金額の多少、個人で確定申告をするかどうかにかかわらず全て提出して下さい。
- 令和6年中に退職された方については、退職時の住所地の市町村に提出して下さい。支払金額が30万円以下の退職者でも適正課税の観点から提出にご協力下さい。
- 個人事業主の場合は、本人確認も必要となりますので、「**マイナンバーカード**」または、「**マイナンバーの通知カードと身分証明書**（顔写真付きは1点、それ以外は2点）」を窓口で提示するか、郵送の場合はその写しを添付して下さい。
- 報告人数が0人の場合は、給与支払報告書を提出する必要はありません。
- 追加・訂正で再度提出する場合は那覇市用の総括表を那覇市のホームページから印刷してください。その際には、**総括表の左上に「追加（訂正）分」と朱書きし、特別徴収義務者指定番号**の記入もお願いします。また、訂正分の場合は個人別明細書の摘要欄にも「訂正分」と記入して下さい。
- 令和7年度給与支払報告書の提出後、4月1日（火）までに転勤・退職等があった場合は、4月15日（火）までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。（ただし、異動者が令和6年度に特別徴収の対象者となっている場合は、異動のあった日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。）



○ 総括表の記入について

- 平成29年度から特別徴収義務者の法人番号または個人番号(マイナンバー)の記入が始まっております。
- 印字された所在地、名称等に変更がある場合は、総括表右面に記入して下さい。
- 「報告人員」のうち、普通徴収対象者がいる場合は、下段の「普通徴収切替理由書」欄に、理由毎の内訳人数も記入して下さい。
- 「連絡者の係・氏名・電話番号」の記入をお願いします。

問合せ・提出先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 3階 市民税課 ※郵送の際は宛先の後に「 <b>給報在中</b> 」と記入をお願いします。 TEL: 098-861-3328 FAX: 098-862-4258
---------	---

令和7年度 給与支払報告書(総括表)		指定番号																	
令和7年1月11日提出		87654321																	
給与の支払期間		令和 年 月 日から 月 分まで																	
給与支払者の個人番号または法人番号		9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7					
特別徴収義務者の所在地(住所)	〒900-0021	事業種目 製造業																	
	那覇市泉崎1丁目1番1号	受給者総人員 45 人																	
	名称又は氏名 株式会社 なは	特別徴収対象者		29		人		普通徴収対象者(退職者)		3		人		普通徴収対象者(退職者を除く)		1		人	
		報告人員の合計		33		人													
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		代表取締役社長 那覇 太郎				所轄税務署名		那覇税務署											
連絡者の氏名所属課係名電話番号		総務課 給与係 氏名 比嘉 (電話) 861-3328 内線 111				給与の支払方法及びその期日		毎月20日											
関与税理士等の氏名及び電話番号		氏名 那覇会計事務所 (電話) 098-867-0111(金城)				納入書の送付		必要・不要											

提出期限 令和7年1月31日

普通徴収切替理由書 (普通徴収とする人数の内訳)

略号	普通徴収とする理由(下記a~f以外の理由は切替不可)	人数
a	常時2人以下の家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払いが不定期の者を含む)	人
c	退職者または休職者(5月31日までに退職または休職する予定の者を含む)	3 人
d	税額が給与額を上回るため、給与から天引きできない者	人
e	乙欄適用者(他の事業所で特別徴収される者)	1 人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く)	人
合計		4 人

